

障害のある学生サポートチーム運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「札幌保健医療大学 障害のある学生への支援に関する規程」（以下、「支援規程」という。）及び「札幌保健医療大学における障害のある学生への支援に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、障害学生支援委員会が、障害のある学生を支援するため、個々の学生の状況等に応じて編成する「サポートチーム」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 サポートチームは、支援規程及びガイドラインに沿って、以下の趣旨で運営する。

- (1) 障害学生支援委員会の指示の下、障害学生の支援要請に応じた個別の支援計画を策定する。
- (2) 具体的支援が円滑に行われるよう、支援の実施に当たって、関係部局間の連絡・調整、学外機関との連携等を図る。
- (3) 具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害学生及び支援スタッフからの相談に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。

(構成)

第3条 サポートチームは前条に定める運営の趣旨に基づき、次の各号に掲げる教職員により構成する。

- (1) 学科長もしくは研究科長
- (2) 学年担当教員
- (3) 学部長が指名する障害学生支援委員会委員
- (4) 学務課長
- (5) その他、学部長等が指名する者

(支援計画の策定過程)

第4条 支援計画の策定にあたっては、障害のある学生が他の学生と平等に「教育を受ける権利」の享受・行使を確保するという合理的配慮の目的に照らし、権利主体が学生にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。

(学生情報の共有)

第5条 合理的配慮に基づく支援の提供に際し、学生に関する情報の共有が必要な場合、情報を共有することと、共有の範囲及び程度（内容）について、学生本人から必ず同意を得た上で行うこととする。

- 2 前項により同意を得た情報共有の範囲と程度（内容）については「修学上の合理的配慮合意内容書」に記載し、共通理解及び合意の形成を図るものとする。

(支援計画の策定・決定・実施の手順)

第6条 支援計画策定から実施に至る手順は、「ガイドライン」の〔9. 入学前（合格発表後）に支援を希望する学生への対応〕、〔10. 入学後に支援を希望する学生への対応〕のとおりとする。

- 2 要配慮学生に対する具体的支援は、当該学生が所属する学科又は研究科が主たる責任を

持つて実施する。

(支援計画の見直し)

第7条 支援の実施にあたっては、当該学生との面談等により、実状に応じて支援計画の見直しを行うものとする。

2 前項の見直しにあたっては、当該学生から合意を得た上で、新たに当該学生等と本学との「修学上の合理的配慮 合意内容書」を作成し、各1通を保有するものとする。

(実施状況の報告)

第8条 サポートチームは合理的配慮の提供の実施状況をまとめ、障害学生支援委員会に告しなければならない。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるものの他、この要綱の実施に必要な事項については、障害学生委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。